

長野県産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）

平成17年3月28日
条例第25号

| | | |
|----|-------------------|------------------|
| 改正 | 平成20年3月24日条例第18号 | 平成23年3月17日条例第11号 |
| | 平成24年3月22日条例第23号 | 平成27年3月19日条例第15号 |
| | 平成28年12月15日条例第43号 | 平成30年3月22日条例第22号 |
| | 令和2年12月21日条例第45号 | |

（趣旨）

第1条 この条例は、製造業、情報サービス業等を営む法人等が行う投資を応援することにより雇用の確保及び地域経済の発展を図るため、当該法人等が取得する家屋等に係る不動産取得税に対する長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の特例その他当該法人等の投資を応援するために講ずる措置について定めるものとする。

（不動産取得税の課税免除）

第2条 別表に掲げる事業を営み、又は営もうとする法人又は個人（規則で定めるところにより知事の認定を受けた法人又は個人に限る。）が、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間（以下この項及び第4条において「対象期間」という。）に当該事業の用に供する家屋及びその敷地である土地（以下この項及び次条において「家屋等」という。）の取得（当該事業の用に供する家屋のうち、対象期間内に取得し又は借り受けた土地を敷地とするもので当該土地を取得し又は借り受けた日の翌日から起算して1年以内に建設の着手があったものの取得を含む。第1号において同じ。）をした場合における当該家屋等の取得に対しては、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、不動産取得税を課さない。

（1） 産業投資応援地域（法人等が行う投資を応援するための財政上又は税制上の措置等を講じている市町村として規則で定める市町村（以下この号において「規則指定市町村」という。）の区域のうち次に掲げる地域等（情報サービス業又はインターネット附随サービス業を営み、又は営もうとする法人又は個人にあっては、規則指定市町村の区域）をいう。次号及び第4条において同じ。）内における家屋等の取得であること。

ア 地方公共団体又は土地開発公社が産業用地造成事業（製造業等に必要な工場等の敷地の造成及びその敷地とあわせて整備されるべき道路、緑地その他の施設の敷地の造成をする事業をいう。）により造成した土地の区域

イ 工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条第1項に規定する工場立地調査簿に工場適地として記載されている地区

- ウ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域又は工業専用地域
 - エ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第5条第2項第1号に規定する産業導入地区
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、市町村長の申出があった区域で法人等の投資を応援する必要があると認める区域として知事が告示したもの
- (2) 産業投資応援地域内において新設又は増設をした当該事業の用に供する一の生産設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額が1億円以上（情報サービス業又はインターネット附随サービス業にあっては、2,000万円以上）であること。
- (3) 当該家屋等を事業の用に供したことによって増加する雇用者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者で、期間の定めのない労働契約を締結しているものに限る。）の数が5人以上であること。
- (4) 当該家屋等が土地の場合にあっては、当該土地の取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする家屋の建設の着手があり、かつ、当該取得の日の翌日から起算して3年以内に当該家屋を当該事業の用に供すること。
- 2 前項の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を県税事務所長に提出しなければならない。

（適用除外）

第3条 長野県県税条例第144条第1項及び第2項並びに第144条の2の規定の適用がある家屋等の取得については、前条第1項の規定は、適用しない。

（補助）

第4条 県は、別表に掲げる事業のうち知事が定めるものを當み、又は當もうとする法人又は個人に対し、予算の範囲内において、対象期間（知事が定める場合にあっては、知事が定める期間）内に産業投資応援地域内において当該事業の用に供する不動産等のうち知事が定めるものの取得をした場合における当該不動産等の取得に要する費用の一部を補助するものとする。

（補則）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 24 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の信州ものづくり産業投資応援条例第 3 条の規定は、平成 20 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 23 年 3 月 17 日条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 22 日条例第 23 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に取得したこの条例による改正前の信州ものづくり産業投資応援条例（以下「旧条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する家屋等に係る不動産取得税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の前に旧条例第 4 条の規定による補助に関する手続が開始されている場合における当該補助については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 3 月 19 日条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 15 日条例第 43 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 22 日条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 21 日条例第 45 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に取得したこの条例による改正前の信州ものづくり産業投資応援条例（次項において「旧条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する家屋等に係る不動産取得税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の前に旧条例第 4 条の規定による補助に関する手続が開始されている場合における当該補助については、なお従前の例による。

(別表) (第2条、第4条関係)

製造業 情報サービス業 インターネット附随サービス業 倉庫業 自然科学研究所